

平成30年度農地中間管理事業活動方針

過去最高の実績を上げた平成29年度の成果と課題を総括し、平成30年度においては、農業競争力強化プログラムを踏まえつつ、

- ①「点から面への展開」の定着化
- ②「地域まるっと中間管理方式」の「見える化」
- ③畑地、樹園地の集積・集約化

の3項目を主要課題として、次に掲げる5本の柱で事業に取り組む。

1 現状把握（土地利用現況図の作成及び将来予測）

出発点は現状把握である。本県は、農作業受委託が多い土地柄であり、その他に相対も存在している。農作業受委託を含めた耕作状況が真の現状であり、現状把握のためには、「担い手からの耕作状況の聴き取り」が欠かせない。

平成29年度においても、面的展開を図ることができた地区は、担い手から耕作状況を聴き取り、しっかりと現状把握ができていた。一方、現状把握をできていない地区との差が拡大している。そこで、第一期対策の最終年度ではあるが、再度、原点に立ち返って、現状把握の重要性を産地関係者に呼びかけていく。

- ① 市町村長へのトップセールス、人・農地プラン検討会、研修会、担当者会議などあらゆる機会を通じて、啓発指導を行う。産地関係者から相談・依頼があれば、いつでも現地へ出向いていく。
- ② 市町村、JA、担い手、農業委員会、土地改良区、県農林水産事務所等の産地関係者が、水土里情報システム等を活用して地籍図を準備し、すべての市町村において、最低1地区以上の取組を実施できるようサポートしていく。

2 周知活動の継続的な実施

周知活動は継続的に実施することが肝要である。一度だけでは見落とすこともあるので、繰り返し実施していく必要がある。平成29年度においても、事業未実施市町村を対象に実施した市町村長トップセールスにおいて、「出し手への制度周知は毎年やっていく」と発言があった市町村において、初めての実績に繋げることができた。しかし、未だ2割近くが事業未実施市町村として残っている。

なお、事務手続きの改善については、利用者目線に立ち、事務の簡便化等、引き続き推進を図っていく。具体的には、次に掲げる活動を実施していく。

- ① 事業未実施市町村に対して、機構・県職員による働きかけを強化し、市町村広報への掲載、行政区を通じたリーフレット配布（回覧板による周知）、リーフレットの全戸配布などの基本的な周知活動を粘り強く呼びかけ、実績に繋げていく。

- ② 市町村長に加え、J A組合長、常勤役員への理事長トップセールスを実施し、事業を共同で推進する機運を醸成していく。
- ③ 事業PRリーフレットは事業啓発資料として必要欠くべからざるものであり、引き続き作成する。平成29年度から、賃借料の物納方式を選択肢の一つとして設定したが、現場まで十分に浸透していないので、機会あるごとに情報発信していく。
- ④ 平成29年度に初めて作成した事例集、初めて実施したラジオでのPRに手ごたえを感じており、引き続き、創意工夫を重ね、継続的に周知活動を実施していく。

3 担い手との意思疎通の強化

借受希望者の申請理由を見ると、実に3割を超える者が集約化を希望している。機構では、担い手の意向を踏まえた事業推進を図る観点から、平成28年度末に、担い手組織の代表者に機構理事に就任いただき、平成29年度においては、その担い手組織との地道な意見交換を継続し、「農地中間管理事業の活用促進に関する連携協定」を呼びかけてきた。

また、自ら地権者を回り、数十haの農地中間管理事業の実績に繋げた担い手も現れるなど、担い手の意識も大きく変化してきた。

事業推進に当たっては、担い手の理解が不可欠である。平成29年度の成果を踏まえ、担い手の意見をしっかりと聴き取り、意思疎通を強化していくため、次に掲げる活動を実施していく。

- ① 市町村長へのトップセールス、人・農地プラン検討会、研修会、担当者会議などのあらゆる機会を通じて、担い手との意思疎通の重要性を呼びかけ、意見交換を実施していく。
- ② 動きのある地区においては、地区推進チームを結成して、担い手の意見をしっかりと聴き取り、配分計画に反映していく。
- ③ 平成29年度における連携協定の呼びかけを継続し、その他の関係する担い手組織とも地道な意見交換を進め、連携協定の締結に結びつけていく。

4 事業推進体制の強化

円滑な事業推進を図るには、関係機関の連携協力体制の整備が必要不可欠である。平成28年度に県が設置した「県農地集積・集約化推進会議」、県事務所ごとの「地域農地集積・集約化推進会議」及び「地区推進チーム」を核として、「点から面への展開」の定着化等の主要課題に取り組んでいく。

機構、県、J A、市町村、農業委員会（農業会議）、土地改良区（土地改良事業団体連合会）等の関係機関の事業推進上の役割を明確にし、周知活動、出し手の掘起し、受け手の掘起し、マッチング、モデル地区指導、「地域まるっと中間管理方式」の推進等について連携協力して事業を進めていく。（別紙参照）

- ① 平成29年度に、県内のほとんどの市町村に設置された農地利用最適化

推進委員に声かけを行い、産地関係者一体となって、目指すべき将来の姿の実現に向けて活動していく。

- ② J Aが重要な役割を担っていることから、J A及び公社に設置した農地中間管理事業コーディネーターと密接な連携を取りながら、事業推進に努めていく。
- ③ 平成28年度に創設した現地相談員制度が大きな実績を上げたことから、県内の他地区にもPRし、積極的な活用を呼びかけていく。
- ④ 事業が動き出した地区、相談がある地区に対しては、積極的に現地へ赴き、産地関係者と一緒になって「目指すべき将来の姿（青写真）」の実現に向けて活動していく。
- ⑤ 担い手の関心が高い機構関連事業については、土地改良事業団体連合会との連携強化体制を構築し、積極的に取り組んでいく。
- ⑥ 農地耕作条件改善事業については、平成29年度に引き続き、機構が事業主体となる事業を実施していく。また、他の団体が事業主体となる場合についても、効果的に農地中間管理事業が利用されるよう、当該団体との連携を図り、事業推進していく。

5 地域における合意形成の強化

重要なことは、産地関係者が、「目指すべき将来の姿（青写真）」をしっかりと考えて描き、合意形成を図り、実践することである。合意形成には、十分な話し合いが必要不可欠である。

担い手は、分散錯圃の解消、集約化を望んでいる。機構では、平成29年度に、地域みんなの想いを叶えるシステムとして、集落営農組織を一般社団法人として設立し、営農部門と地域資源管理部門を担う「地域まるっと中間管理方式」を提案した。担い手同士、そして地域みんなにとってのウィンウィンを目指して取り組んでいくことが重要である。

- ① 「地域まるっと中間管理方式」に関心を持つ地域には、積極的に現地へ赴き、産地関係者と一緒になって考え、関係機関との連携調整も図る。早期に先行事例をつくって「見える化」を図り、県内周辺地域への普及に努める。
- ② 特に受け手が不足している畑地、樹園地について、市町村、農業委員会、J A、土地改良区等と連携協力を図り、遊休農地の発生防止に努めるとともに、担い手への集積・集約化につながるよう取り組んでいく。
- ③ 人・農地プラン検討会が実のあるものとなるよう、現状を把握して、「目指すべき将来の姿（青写真）」についての話し合いを提案していく。